

2019年7月5日

フォーラム関係者各位

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム共同座長
一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
常務理事 瀬尾 太一



当協会社員である出版教育著作権協議会が公開したガイドラインについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当フォーラムの運営、また、当協会の業務にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会社員である出版教育著作権協議会¹が一般社団法人日本書籍出版協会のホームページにて6月4日付で公開いたしました「出版物に関する35条ガイドライン」及び「教育目的利用フローチャート」（以下「出版ガイドライン等」といいます。）に関しまして、関係各位から、どのように理解すればよいのか等、多くのお問い合わせを頂戴しております。

本件、授業目的公衆送信補償金等の制度構築過程におきまして、疑義が生じる状況、または混乱を招きましたこと、関係者各位の皆様に深くお詫び申し上げます。

この出版ガイドライン等のウェブ掲載とその経緯及び当フォーラムにおける今後の方向性につきまして、ご説明させていただきます。

（経緯と現状）

出版ガイドライン等がウェブ掲載されたことを確認後、ただちに出版教育著作権協議会に問い合わせたところ、この出版ガイドライン等が、当フォーラムで現在議論していただいている学校教育における著作物利用ガイド（以下「教育利用ガイド（案）」）に対して対立したり、優越させようとする意図をもって公表されたものではないとの意思を確認いたしましたので、この点をまず最初にご報告申し上げます。

今回公表された出版ガイドライン等は、これまでも公表されていた出版社が中心となって作成された日本書籍出版協会サイトに掲載の「出版物に関する35

¹ 一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人自然科学書協会、一般社団法人日本医書出版協会、一般社団法人出版粋会、一般社団法人日本楽譜出版協会、一般社団法人日本電子書籍出版社協会からなる出版社の団体。

条ガイドライン」(平成 16 年 3 月、著作権法第 35 条ガイドライン協議会)を出版教育著作権協議会加盟団体が、出版社固有の立場からアップデートした内容のものであり、同協議会を構成する個々の出版社は、日々の実務の上で、教育機関等の利用について、問い合わせを受け、許諾の可否を判断する必要に迫られていることから、出版社としての現状の利用に対応した意見を作成、提示することが必要であるとの認識に基づき、同協議会内での検討結果として、このたび出版ガイドライン等という名称で公開するに至ったと説明を受けております。このため、今回の疑義を招いている状況を指摘し、掲載の主体、趣旨などについて、より分かりやすく、誤解を招かないようにするための措置を求めたところ、標題に変更はなかったものの、上記の説明内容を反映した説明を付し、出版関係団体の意見として、出版関係団体の名義で以下の URL に同様の内容が掲載されています。

「日本書籍出版協会 ガイドライン 学校等での複製」

<http://www.jbpa.or.jp/guideline/index.html>

現在、教育の環境改善に向けて、様々な施策が進められています。学校教育の情報化の推進に関する法律案も 2019 年 6 月 28 日公布、施行され、新指導要領の小学校導入まで半年を切りました。ますます、教育関係者と著作権者が力を合わせて、新しい時代の教育制度構築に取り組んでいかなければならない状況となってきました。子供から成年に達するまで、AI 時代に自己発現をしていくためには、現在の社会状況を鑑みると、これまでと異なる方向性の学習が必須です。喫緊の課題としてその体制を構築することを目指して、当協会は鋭意、進んでいきます。

(今後の方向性)

出版ガイドライン等は、権利者の総意でもなく、教育関係者との合意に基づくものでもありません。これまで他に基準とする定めがなく、また、権利者の総意に基づくガイドラインであるとの誤った認識を生んだことも相俟って、あたかも教育関係者との合意に基づくガイドラインであるとの理解が流布しておりましたことについては、多くの権利者諸団体においても疑義が生じ、異論を持ってきたところです。

これに対して、広く権利者全般と教育関係者が集まって、利用方法の詳細について意見交換をし、授業目的公衆送信補償金の対象範囲や、教育機関が行う許諾が必要な利用に対し、権利者側が提案する新しい利用許諾方式の適用範囲を、わかりやすく示す一定のまとめとする試みは、現在当フォーラムで検討を進めて

おります教育利用ガイド案が初めての成果であり、且つ、権利者、教育機関の双方が拠り所とし得る唯一のものとなります。今回初めて、教育関係者と著作権者が、強い協力関係を結んで実施されているフォーラムこそ、今後の制度構築及び運用の要となっていくものと考えております。同協議会も一員として、委員を派遣し、協力しております。

以上、ご説明しあげた内容について確認として要約いたしますと以下のとおりとなります。

- ICTを活用した教育に携わる方が著作物を利用する際の指針を当フォーラムにおいてとりまとめる方向性につきましては、当協会として一切変更はございません。
- 出版教育著作権協議会もこの方向性を共通に認識していることを確認しています。したがって、今回公開された出版ガイドライン等は、当フォーラムにおける今後の議論のなかで、出版の分野における個別の事情として考慮を求める点を示したという範囲にとどまるものです。

関係各位におかれましては、以上の事情につきまして、何卒ご高察いただき、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具